

公示送達書		
一宮市告示第 320 号 令和 7 年 7 月 2 日 一宮市長 中 野 正 康		
地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。		
送達を受けるべき者		住所：一宮市明地字西阿古井 327-2 氏名：高木健二 外 1 名
送達する書類名	1	令和 4 年度固定資産税 3 期督促状
	2	令和 4 年度固定資産税 4 期督促状
	3	令和 5 年度固定資産税 1 期督促状
	4	令和 5 年度固定資産税 2 期督促状
	5	令和 5 年度固定資産税 3 期督促状
	6	令和 5 年度固定資産税 4 期督促状
	7	令和 6 年度固定資産税 1 期督促状
	8	令和 6 年度固定資産税 4 期督促状
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		